

## Q&A ～建設機械運転免許取得に対する助成～

### 1.助成対象範囲について

Q. 助成対象となる免許は何でしょうか？

A. 大型特殊免許(道路交通法第84条第3項に規定)です。  
※車両系建設機械運転免許技能講習(作業免許)は助成対象外です。

Q. 助成金の交付対象となる事業主の条件はあるのでしょうか？

A. 「札幌市建設機械運転免許取得助成金交付要綱」の第4条に規定しております。  
詳細は、下記HPの当該交付要綱の項目をご参照ください。

[http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou\\_josei/kigyou\\_josei.html](http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyou_josei/kigyou_josei.html)

Q. 助成対象となる免許取得者の条件は何でしょうか？

A. 対象事業主の代表者、役員、又は対象事業主に雇用された雇用保険の被保険者(雇用保険法に規定する短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)  
なお必要に応じて、雇用保険の加入状況がわかる書類の提出を求めることがあります。

Q. 助成金額はいくらでしょうか？

A. 大型特殊免許を取得するための教習費用(消費等相当額を除く)の1/2です。ただし、上限額は4万円となっております。令和6年度の改正により、消費税等相当額を助成対象外としています。

### 2.助成交付申請時の提出書類について

Q. 申請はいつ行えばよいのでしょうか？

A. 自動車教習所に入所を申し込む前に書類の提出をお願いします。  
申請受付期間は毎年度4月1日から2月末日までとなっております。

Q. 対象事業主であることを証明する書類は、申請者数分必要でしょうか？

A. 同時に複数名の申請を行う際は、各1通で構いません。

### 3.免許取得後の報告時の提出書類について

Q. 免許取得後に報告書と一緒に添付する書類は何でしょうか？

A. 取得した大型特殊免許証の写し、領収書(原本)、教習所への支払金額の内訳がわかる書類になります。  
なお、国が実施する助成金も併せて受給する場合は、その助成金等がわかる書類(決定通知書等の写し)も必要になります。